

特定施設 ケアハウス岡宮グリーンヒル ご利用料金

2025/4/1適用

| | |
|-----------------|---|
| ○ 居住費(家賃) | <ul style="list-style-type: none"> ● 表1の居住費は、入居一時金によって家賃月額が変わる「居住費併用払い」方式となります。 一時金なしの場合は、月額20,000円を家賃としてご負担いただきます。その他、『一時金1,200,000円と家賃月額15,000円』『一時金2,400,000円と家賃月額10,000円』『一時金4,800,000円と家賃月額0円』でお支払いいただく方法がございます。 |
| ○ 生活費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 居住費については、ご退去時に納入額から利用期間月額(利用期間月／240ヶ月)を差し引いて返還します。 ※返還金の計算式は表2のとおりです。 |
| ○ 職員増配置費 | <ul style="list-style-type: none"> ● 11月から翌年の3月まで冬期加算として、2,150円が加算されます。 ● 生活費には、食費や共有部分(廊下やリビングルーム等)の光熱水費が含まれます。 ● 職員増配置費とは、国基準(3:1)を上回る職員配置(2.5:1)に要する費用です。 |
| ○ サービスの提供に要する費用 | <ul style="list-style-type: none"> ● 所管庁の静岡県知事が定めた料金です。(サービスの提供に要する費用は、表3の費用徴収基準に基づき前年の所得に応じて減額措置が講じられます。) |
| ○ その他 | <ul style="list-style-type: none"> ● 居室の電気料金、電話料金、おむつ等の介護用品費、日用品費、理美容料金、預かり金等サービス費その他の利用料金については、実費負担となります。 ● その他ご希望により、各種有料オプションサービスをご用意しています。 |

月額ご利用料金の例(30日の場合)

○ 居住費併用払い

※表1

| 介護保険自己負担額 +加算分 | | | 居住費 (家賃) | 生活費 (食費を 含む) | 職員増 配置費 | 月額費用計 (居住費2万円かつ通常 期の場合) | | | サービス の提供に 要する費 用 | あなたの ご利用料金 (サービスの提供に要 する費用を含む) |
|-------------------|--------|--------|-------------|---------------------------------|---------------|-------------------------------|---------|---------|---------------------------|---|
| 1割 | 2割 | 3割 | | | | 1割 | 2割 | 3割 | | |
| 要介護1 | 22,161 | 44,322 | 66,483 | | | 135,326 | 157,487 | 179,648 | | |
| 要介護2 | 24,571 | 49,141 | 73,711 | 一時金 に応じ て 0～ 20,000 | 通常期 48,765 | 137,736 | 162,306 | 186,876 | | |
| 要介護3 | 27,087 | 54,174 | 81,261 | | 冬期 50,915 | 140,252 | 167,339 | 194,426 | | |
| 要介護4 | 29,425 | 58,849 | 88,273 | | | 142,590 | 172,014 | 201,438 | | |
| 要介護5 | 31,906 | 63,811 | 95,717 | | | 145,071 | 176,976 | 208,882 | | |

※表2 居住費一時金の返還について

居住費一時金は、居住費の20年間(240ヶ月)の前払いとして、入居20年未満の間に退去される場合には、入居月数に応じ、一月を最小単位とし、未償却金を次の計算方式で返還いたします。

返還金 = 入居一時金 ×

240月 - 入居月数

240月

※右表3における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税・社会保険料等必要経費を控除した後の収入を言います。
※不動産等の譲渡所得も必要経費を除き、対象収入に入ります。
※ご夫婦でご入居の場合は、収入および必要経費を合算し2分の1で計算します。

○費用徴収基準(月額)

(単位:円)

※表3

| 対象収入による階層区分 | | あなたのサービスの提供に要する費用徴収額(月額) |
|-------------|-----------------------|--------------------------|
| 1 | 1,500,000円以下 | 10,100 |
| 2 | 1,500,001円～1,600,000円 | 13,100 |
| 3 | 1,600,001円～1,700,000円 | 16,100 |
| 4 | 1,700,001円～1,800,000円 | 19,200 |
| 5 | 1,800,001円～1,900,000円 | 22,200 |
| 6 | 1,900,001円～2,000,000円 | 25,200 |
| 7 | 2,000,001円～2,100,000円 | 30,300 |
| 8 | 2,100,001円以上 | 33,400 |

介護予防特定施設（ケアハウス）岡宮グリーンヒル ご利用料金

2025/4/1適用

- 表1の居住費は、入居一時金によって家賃月額が変わる「居住費併用払い」方式となります。一時金なしの場合は、月額20,000円を家賃としてご負担いただきます。その他、『一時金1,200,000円と家賃月額15,000円』『一時金2,400,000円と家賃月額10,000円』『一時金4,800,000円と家賃月額0円』でお支払いいただく方法がございます。
- 居住費については、ご退去時に納入額から利用期間月額（利用期間月／240ヶ月）を差し引いて返還します。※返還金の計算式は表2のとおりです。
- 11月から翌年の3月まで冬期加算として、2,150円が加算されます。
- 生活費には、食費や共有部分（廊下やリビングルーム等）の光熱水費が含まれます。
- 職員増配置費とは、国基準（10:1）を上回る職員配置（5:1）に要する費用です。
- 特別援助サービス費とは、夜間看護体制を整備して不測等の事態に対応する費用です。
- 要支援の方対象のサービス費になります。（要介護の方は、介護保険の対象となります。）
- 所管庁の静岡県知事が定めた料金です。（サービスの提供に要する費用は、表3の費用徴収基準に基づき、前年の所得に応じて減額措置が講じられます。）
- 居室の電気料金、電話料金、おむつ等の介護用品費、日用品費、理美容料金、預かり金等サービス費その他の利用料金については、実費負担となります。
- その他ご希望により、各種有料オプションサービスをご用意しています。

月額ご利用料金の例(30日の場合)

○ 居住費併用払い

※表1

※表2 居住費一時金の返還について

居住費一時金は、居住費の20年間（240ヶ月間）の前払いとして入居20年未満の間に退去される場合には、入居月数に応じ、一月を最小単位とし、未償却金を次の計算方式で返還いたします。

$$\text{返還金} = \text{入居一時金} \times \frac{240\text{月} - \text{入居月数}}{240\text{月}}$$

※右表3における「対象収入」とは前年の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。)から、租税・社会保険料等の必要経費を控除した後の収入を指します

※不動産等の譲渡所得も必要経費を除き対象収入に入ります。

※ご夫婦でご入居の場合は、収入および必要経費を合算し2分の1で計算します

○費用徵收基準(目額)

(单位·田)

※表3

| 対象収入による階層区分 | | あなたのサービスの提供に要する費用徴収額(月額) |
|-------------|-----------------------|--------------------------|
| 1 | 1,500,000円以下 | 10,100 |
| 2 | 1,500,001円～1,600,000円 | 13,100 |
| 3 | 1,600,001円～1,700,000円 | 16,100 |
| 4 | 1,700,001円～1,800,000円 | 19,200 |
| 5 | 1,800,001円～1,900,000円 | 22,200 |
| 6 | 1,900,001円～2,000,000円 | 25,200 |
| 7 | 2,000,001円～2,100,000円 | 30,300 |
| 8 | 2,100,001円以上 | 33,400 |